

R3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事（2）

■図面リスト 全図面枚数（64枚）									
意匠図（B・63枚）									
図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
B-001	特記仕様書-1	B-021	3階平面図	B-041	5階天井伏図（参考図）	B-061	外構詳細図		
B-002	特記仕様書-2	B-022	4階平面図	B-042	6階、PH1階、PH2階天井伏図（参考図）	B-062	アスベスト濃度測定位置図		
B-003	特記仕様書-3	B-023	5階平面図	B-043	地階 建具キープラン	B-063	支障物件確認図		
B-004	特記仕様書-4	B-024	6階、PH1階平面図	B-044	1階 建具キープラン	B-064	概略工程表		
B-005	丈量図、附近見取図	B-025	PH2階、PHR階平面図	B-045	2階 建具キープラン				
B-006	配置図	B-026	東側立面図	B-046	3階 建具キープラン				
B-007	外壁塗材撤去時仮設計画図	B-027	南側立面図	B-047	4階 建具キープラン				
B-008	北棟解体時仮設計画図	B-028	西側立面図	B-048	5階 建具キープラン				
B-009	南棟PH解体時仮設計画図	B-029	北側立面図	B-049	6階、PH1階、PH2階 建具キープラン				
B-010	地階面積表	B-030	既存断面図-1	B-050	鋼製建具表-1				
B-011	1階面積表	B-031	既存断面図-2	B-051	鋼製建具表-2				
B-012	2階面積表	B-032	既存断面図-3	B-052	鋼製建具表-3				
B-013	3階面積表	B-033	断面詳細図-1	B-053	鋼製建具表-4				
B-014	4階面積表	B-034	断面詳細図-2	B-054	鋼製建具表-5				
B-015	5階面積表	B-035	断面詳細図-3	B-055	鋼製建具表-6				
B-016	6階面積表	B-036	地階天井伏図	B-056	鋼製建具表-7				
B-017	PH1・PH2階面積表	B-037	1階天井伏図	B-057	木製建具表-1				
B-018	地階平面図	B-038	2階天井伏図	B-058	木製建具表-2				
B-019	1階平面図	B-039	3階天井伏図（参考図）	B-059	木製建具表-3				
B-020	2階平面図	B-040	4階天井伏図（参考図）	B-060	外構図、撤去リスト				

課長	副課長	課長補佐	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R 3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)
2. 工事場所	徳島県徳島市徳島町内 2-1
3. 工事概要	A. アスベスト含有塗材の除去 B. アスベスト濃度測定 C. その他 構造規模 建築面積: 2234.46m ² , 延床面積: 9582.35m ² , 構造: RC造一部S造 階数: 地下1階、地上6階、PH2階 工事範囲: 建物、外構 (図示部分)
4. 工期	工事完成年月日は令和4年7月31日とする。 ※完成年月日=発注者側の工期の完成日 竣工年月日=施工者側の完成日

II. 解体工事仕様書

1章 解体一般共通事項

項目	特記事項
1. 適用基準等	◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて建設(国土交通省)大臣官房官庁常総部監修の下記による。 ①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 平成31年度版(以下「改修仕様」という。) ②公共建築改修工事標準仕様書(電気工事編) 平成31年度版 ③公共建築改修工事標準仕様書(機械工事編) 平成31年度版 ④建築物解体工事共通仕様書 平成31年度版(以下「解体共通仕様書」という。) ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合は、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に発注者に提出しなければならない。 ◎設計図書の優先順位は、次の順とする。 (1)質問回答書((2)から(5)に対するもの) (2)補足説明書 (3)特記仕様書 (4)図面 (5)国土交通省大臣官房常総部監修建築物解体工事共通仕様書(平成31年度版)(以下「解体共通仕様書」という。) ◎施工条件は次による。 - 本工事に平行して「R 3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事(1)」の発注を予定している。 - 青少年センターは、12月5日(日)まで使用する予定のため、工事の着手時期については、施設管理者と協議が必要である。 - 工期内に周辺工事として、埋蔵文化財調査、光ケーブル移設工事、下水道移設工事、跨線橋撤去工事を予定しており、作業ヤード等相互に協力しなければならない。 - 排気筒、縁石、植栽は建物外壁アスベスト除去工事にさきがけて除去をおこなうこと。 - 徳島市中央公民館1階駐車場は令和4年度7月末までは使用するため、通路を確保すること。 - 敷地西側にあるJR側に進入しないこと、また資材や養生テープなどの飛散にも注意すること。 - 強風時の飛散防止に努めること。 - コンクリート部分の取扱い工事は、原則として圧碎機を使用すること。 ◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。 ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。 なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。 ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。 ◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成4年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査認定事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等みなすが、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。 ◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。 ◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するよう努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
2. 施工条件	

項目	特記事項
2. 工事関係図書	◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に0日間配置すること。 - 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられている) (蓋付付されていない)。 - 警備員は、延0人(昼0人、夜0人: うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 - 警備乗法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 - 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1ヶ月毎に監督員へ提出しなければならない。
3. 安全衛生管理	◎施工に先立ち、実施工表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。 ◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。 ◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。 ◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。 ◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。 名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名が記載し、顔写真を添付すること ◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。 ◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。 ◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支柱物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。 ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。 ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならぬ。一方、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。 ◎受注者は、重量が50kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の名前により行わなければならぬ。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。 ◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。 ◎受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和4年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。 ◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。 ◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他の安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。 ◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盜難防止の観点から、資機材の保管状況等について併せて確認すること。 また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。 ◎上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

項目	特記事項						
4. 工事現場管理	◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。 ◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事完了後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。						
5. 施工	◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事の資格を有する者とする。						
6. 技能士の適用	◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (有・無) 備品等名称: 彫刻家作品(オブジェ) 保管場所: 屋外(建物の北東部分) 注意事項: 別途工事で令和3年12月末までに移設予定であるため、移設までの間は厳重に養生し、破損しないよう作業を行うこと。						
7. 周辺住民等の対応	◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営業課へ問い合わせ、工事に遗漏のないようにすること。						
8. 記録	◎施工にあたっては、設計図面に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ぜるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。						
	◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るために作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。						
	○印 … 適用作業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	・とび作業
工事種目	技能検定職種	技能検定作業					
仮設	とび	・とび作業					
	◎本工事に先駆け、県において周辺住民等の事前調査を実施していますので、調査報告書を参考にして、今後の工事を実施すること。						
	◎工事に際して、周辺住民から苦情がある場合は、十分調査を行い、監督員に報告、協議して対応すること。						
	◎電子納品: 対象						
	◎提出書類 - 基本図(複数部、電子データ2部) (A4・A3(A2)原図版) - 工事写真(写真帳1部(着手前)・(完成写真))、電子データ2部 - 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付))、電子データ2部 - 保全に関する資料						
	◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。						
	◎工事写真的電子データは完成写真、着手前、資材、施工状況の順に整理する。 完成写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真での確に確認できること。						

●工事名 徳島県県土整備部常総課	R 3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)	●図面番号 B-001	有限会社佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 特記仕様書 - 1	●縮尺 NON	管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号

項目	特記事項								
10. 工事用資材	<p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房工庁營繕部監修「營繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <td>区分</td> <td>サ イ ズ</td> </tr> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる よらない)ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎以下の(1)～(3)のすべてに該当する材料は、「材料使用承諾願」及び「実績報告書」の提出は不要。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 木材以外の材料 (2) 県内産材又は県内企業調達材 (3) 施工計画書に品質及び性能を有することを記載し、証明となる資料を添付している。 <p>◎県産木材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。 (2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材 (3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。 (5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難い場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。 <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層板)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性・持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認においては、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。 (3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。 <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの) ① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 ② 徳島県内の工場で加工、製造された製品 注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。 注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 注3 公共建築工事標準仕様書そのた関連する方書等の基準を満たす資材、製品であること。</p>	区分	サ イ ズ	着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
区分	サ イ ズ								
着工前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工事中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ								

項目	特記事項															
11. 設計変更箇所確認	<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p>															
12. 工事検査及び技術検査	<p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次回により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次回の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <tr> <td>当初請負対象額</td> <td>一般入札工事</td> <td>低入札工事</td> </tr> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができます。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事														
3千万円未満	—	1回														
3千万円以上5千万円未満	—	2回														
5千万円以上1億円未満	1回	2回														
1億円以上	2回	3回														
13. デジタル工事写真の小黒板情報電子化																

項目	特記事項
1. ベンチマーク	<p>◎設計BLの設定は、BM()を±0とする。ただし、監督員の指示により決定する。</p>
2. 足場等	<p>◎仮設機材及び継年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満者除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に當緒課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p>
3. 仮設物	<p>◎外部足場(種類: 枠組み本足場、ブリケット足場、仕様: 2枚布、D= 90cm、シート仕様: 防音シート) •壁つなぎ間隔(水平方向): 8m以下、鉛直方向: 9m以下 •足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の(2)手すり据置方式により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(種類: 脚立足場程度 , 仕様: 枚布、D= cm) •壁つなぎ間隔(水平方向): m以下、鉛直方向: m以下</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「當緒課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い(仕様: 成形鋼板 , H= 3.0m, L= m)(図示) (仕様: ガードフェンス , H= 1.8m, L= m)(図示)</p> <p>◎ゲート(有)無 , 仕様: キャスター一側10m両引き、キャスター一側5m片引き) ※仮囲い、ゲート、外部足場は別途工事とする。</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用されること、また、安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く。)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり網、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p>
4. 養生	<p>◎監督員事務所は(設ける面積 m²程度) (設けない)</p> <p>◎監督員事務所の備品等は監督員の指示を受けて設置すること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲はアスベスト除去範囲とする。(養生方法: ピニルシート等)</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法:)</p>
5. 工事用用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る (出来ない), 電力料金(有償・無償)</p> <p>◎既存用水利用(出来る (出来ない), 用水料金(有償・無償)</p>
6. イメージアップ工事	<p>◎仕様:</p>

●工事名	R 3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)	●図面番号	有 限 会 社 佐 藤 建 築 企 画 計 画
●図面名		B-002	德島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●縮尺	NON	管理建築士 1級建築士登録	板東 毅 3 3 3 7 0 4 号

項目	特記事項	3章 解体施工	4章 建設廃棄物の処理
7. 仮設道路整備復旧等	◎工事に当たっては、図示のとおり仮設道路を設ける。 なお、同道路の必要がなくなった時点で、早期に(図示のとおり状態に・現状に)復旧すること。		
8. 工事車両用駐車場 現場事務所用地等	◎道路占有料 円 ◎同用地は、(図示の場所に用意していないので業者にて)設けること。 ◎借地借家料 円	1. 一般事項 ◎空調機等の冷媒は専門業者により回収を行い、空気中に飛散させてはならない ◎建物の解体は順序よく行い、特に安全を期すこと。工事中に発生する粉塵については、散水等適切な方法により発生防止に努めること。 ◎解体の発生材の運搬計画及び通行道路の搬送計画について、関係機関と協議し、一般車両の通行に支障の無いように努めること。また、道路の汚染防止に努め、道路等を汚した場合は速やかに清掃すること。 ◎解体は全て分別解体により行い、次により工事写真を撮影すること。 (1) 内外装材等をはぎ取った壁、天井、床の各面 (2) 内外装材を分別して集積したところ(特にせっこうボードは他のボードと区別すること) (3) 積み込み状況(車のナンバープレートを写し込むこと) (4) 挟て壊す状況(車のナンバープレートを写し込むこと) ◎図示による、壁面緑化等による隠れい部についても全て除去すること。 ◎本工事の施工に当たっては、騒音・振動を発生させる作業施工中、騒音・振動測定を実施し、騒音振動規制法等関係法令に基づく基準内及び周辺住民への影響を考慮した施工を行うこと。 ◎騒音・振動の測定中に基準値を超えたことが確認された場合には現場監督員に速やかに連絡すること。 ◎騒音・振動の測定に当たっては、計量証明事業登録者が行い、測定完了後計量証明事業登録者の作成した報告書を3部提出すること。 ◎測定は、作業場所の敷地境界で行い、測定法はJIS Z 8731(騒音レベル測定方法)、JIS Z 8735(振動レベル測定方法)による。(国土交通省大臣官房官房企画課監修建築工事施工監理指針参考資料参照) ◎騒音・振動の測定に先立ち、測定に関する実施計画書を提出し、監督員の承認を得た後、実施すること。 ◎測点数は〇ヶ所とし、位置は解体作業の進行に伴い移動するものとする。(延〇日間を見込んでいる。) ◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間とする。 切り回し時期については、監督員と協議を行うものとする。 ◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、有れば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合についても同様とする。 ◎解体前に照明器具及びトランク内遮光コーンサンダーのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。 ◎フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づき、第一種特定製品の有無について、事前確認書により監督員に説明すること。 5. 杭 ◎杭の解体については行わない	1. 一般事項 ◎発生材の処理等は、次により適正に行う。 (1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。 (2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標榜の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。 (3) 撤去物の種類、規格、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。 ・産業廃棄物の種類ごとに下記を指定する。
9. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)5千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)5千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。	2. 工事の範囲 3. 騒音振動調査 4. 事前措置 5. 杭 6. 構内舗装等 7. その他	種類 事業名 所在地 運搬距離 km 処分地 コンクリート(無筋) (有)吉野川ポン' 徳島市応神町東貢方字北野7-2 8.3 8000円/10t (中間処分) 徳島市応神町東貢方字西中須49-1 コンクリート(有筋) (有)吉野川ポン' 德島市応神町東貢方字北野7-2 8.3 10000円/10t (中間処分) 徳島市応神町東貢方字西中須49-1 アスファルト (有)吉野川ポン' 德島市応神町東貢方字北野7-2 8.3 8000円/10t (中間処分) 徳島市応神町東貢方字西中須49-1 金属(処分) (株)旭金属 德島市東沖洲1丁目12 4.5 0円/t (優良認定業者) 徳島市東沖洲1丁目12 ガラス (財)徳島県環境整備 板野郡松茂町豊久字朝日野6番地先 14.0 5,640円/t 公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番地先 木材 (有)徳島興産 德島市津田海岸町2番90号 4.9 10,000円/t (優良認定業者) 徳島市津田海岸町2番90号 廃プラ (有)久保衛生 三好郡東みよし町加茂6001-1 64.5 15,000円/m³ 三好郡東みよし町加茂6001-1 汚泥 宮崎基礎建設(株) 営門市大麻町三俣字津久田1番地1 9.7 11,000円/t (優良認定業者) 営門市大麻町三俣字津久田4-1、5-7 石膏ボード (財)徳島県環境整備 板野郡松茂町豊久字朝日野6番地先 14.0 22,800円/t 公社(徳島東部) 板野郡松茂町豊久字朝日野6番地先 有価金属(鉄骨・軽量鉄骨) 三木資源(株) 德島市昭和町8丁目27番地 2.7 鉄くずH2程度 (優良認定業者) 德島市昭和町8丁目27番地 有価金属(サツ・スチール) (株)後藤商店 德島市昭和町8丁目27番地 2.8 -23,500円/t 有価金属(チタン・アルミ) (株)後藤商店 德島市昭和町8丁目27番地 2.8 -130,000円/t アスペクト含有形板等 (株)明和クリーン 三好市山城町寺野字大休場956 99.7 20,000円/m³ 三好市山城町寺野字大休場956

上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。

なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産廃処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあっては、建設発生土は建設発生土搬出調査、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行なう者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「C O B R I S」という。)により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行なう者の特定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、C O B R I Sにより再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。

受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事完了後速やかにC O B R I Sにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

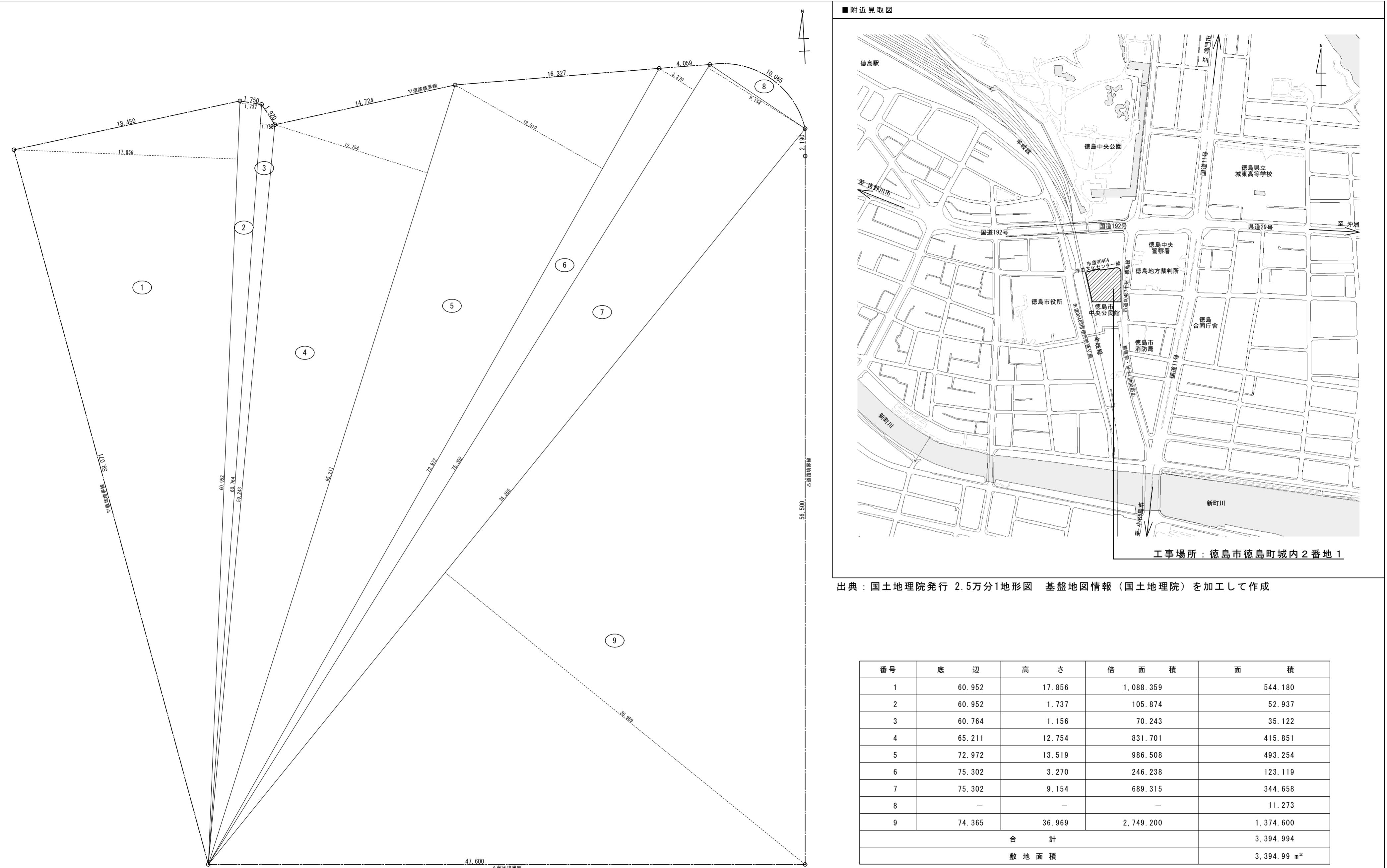
受注者は、C O B R I Sの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

●工事名 R 3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)	●図面番号 B-003	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名 特記仕様書 - 3	●縮尺 NON	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

項 目	特 記 事 項
	<p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日まで期間に発注者から支給することとする。</p>
2. 建設発生土の処理	<p>◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壤検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壤検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。</p> <p>◎土壤検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。</p> <p>◎場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終処分場の指定 排 出 土：砂質土 会 社 名：松浦開発興業株式会社 所 在 地：鳴門市撫養町木津字イヤケ谷1449-1 処分単価：1m³当たり2700円(税抜き) 運搬距離：14.2kmを見込んでいる。 運搬経路：国道11号線

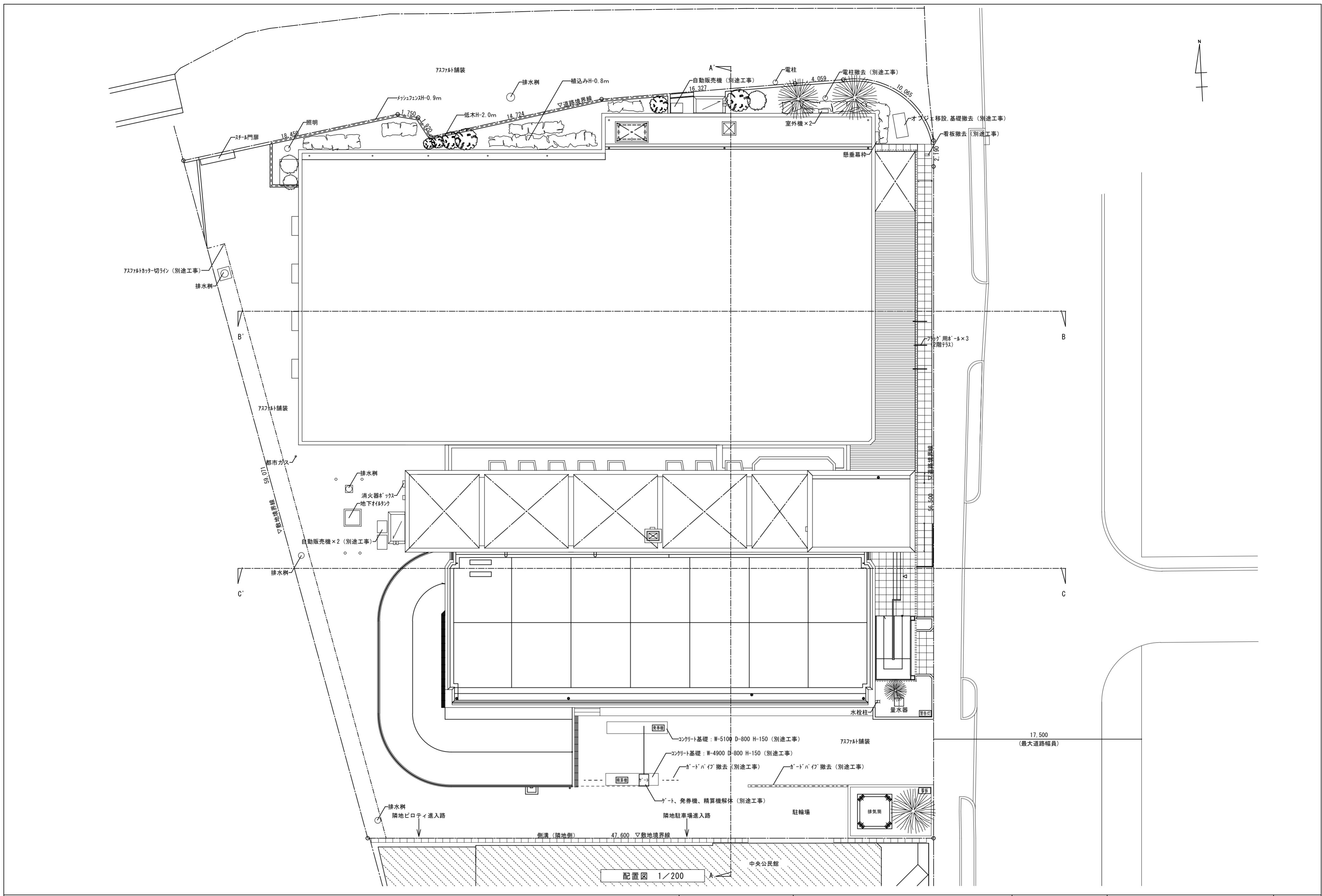
項 目		特 記 事 項																																																
1. アスベスト含有建材の処理工事	1. 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・貸与する)・ない)</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(5)及び大気汚染防止法により行い、調査結果を監督員に提出し、調査結果は3年間保存すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。 <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う)行わない)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の纖維状粒子測定方法—第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法による位相差・分散顕微鏡法による。 ・測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。 ・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。 ・測定場所及び箇所は図示による。測定時期(施工前、施工中、施工後) <p>◎施工計画</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事着手前に施工計画書(関係法令の作業計画内容を含む)を監督員に提出し、承諾を受けること。 (2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。 <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p>																																																
2. アスベスト含有吹付け材の除去		<p>◎工法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。 <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th><th>室 名</th><th>箇所</th><th>建 材 種 別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎作業場の隔離等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 <p>◎施工記録等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。 <p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th><th>室 名</th><th>箇所</th><th>建 材 種 別</th><th>面積</th><th>調査方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>◎作業場の隔離等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 前室、洗浄室及び更衣室は(図示の位置に設ける・仮設建築物を設ける)。 (2) 除去が完了したときは、石綿等に関する知識を有するものが除去を完了したことを確認し、監督員に報告すること。 <p>◎施工記録等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。 (2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。 (3) 作業計画による作業の記録は、3年間保存すること。 	階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																			階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																		
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																																													
階数	室 名	箇所	建 材 種 別	面積	調査方法																																													
3. アスベスト含有保温の除去		<p>◎養生等</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物外周部で除去作業を行う場合の仮囲いの仕様は以下による。 外部足場(種類: 枠組み本足場、プラケット足場、仕様: 2枚布、D= 90cm、シート仕様: 防音シート) 仮囲い高さ: H= 3.0、1.8 m ※全て他工事で設置 (2) 足場設置にさきがけて足場下にビニルシート等の養生を行うこと。 (3) 足場を設置しない箇所については適宜養生を行うこと。 																																																
4. アスベスト含有成形板の除去		<p>◎工法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 除去は、はく離剤併用手工具ケン工法とすること。 (2) 仕上げ塗材は2層ある。 建築物外部の成形板を除去する場合は、できる限り原形のまま除去すること。 (3) 除去作業中は、原則として散水その他の方法によりアスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。 (4) 建物から取り外した廃材を原型のまま保管・運搬できるよう十分な大きさのフレキシブルコンテナバッグや車両を用意すること。 (5) やむを得ず破碎等が必要な場合は、石綿等の粉じんを飛散させないよう十分な湿潤化を行うとともにビニルシート等で隔離を行い作業場所の外部に飛散させないための措置を講じること。 																																																

	●工事名 徳島県県土整備部営繕課	R 3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)	●図面番号 B-004	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
	●図面名 特記仕様書 - 4	●縮尺 NON	管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号	



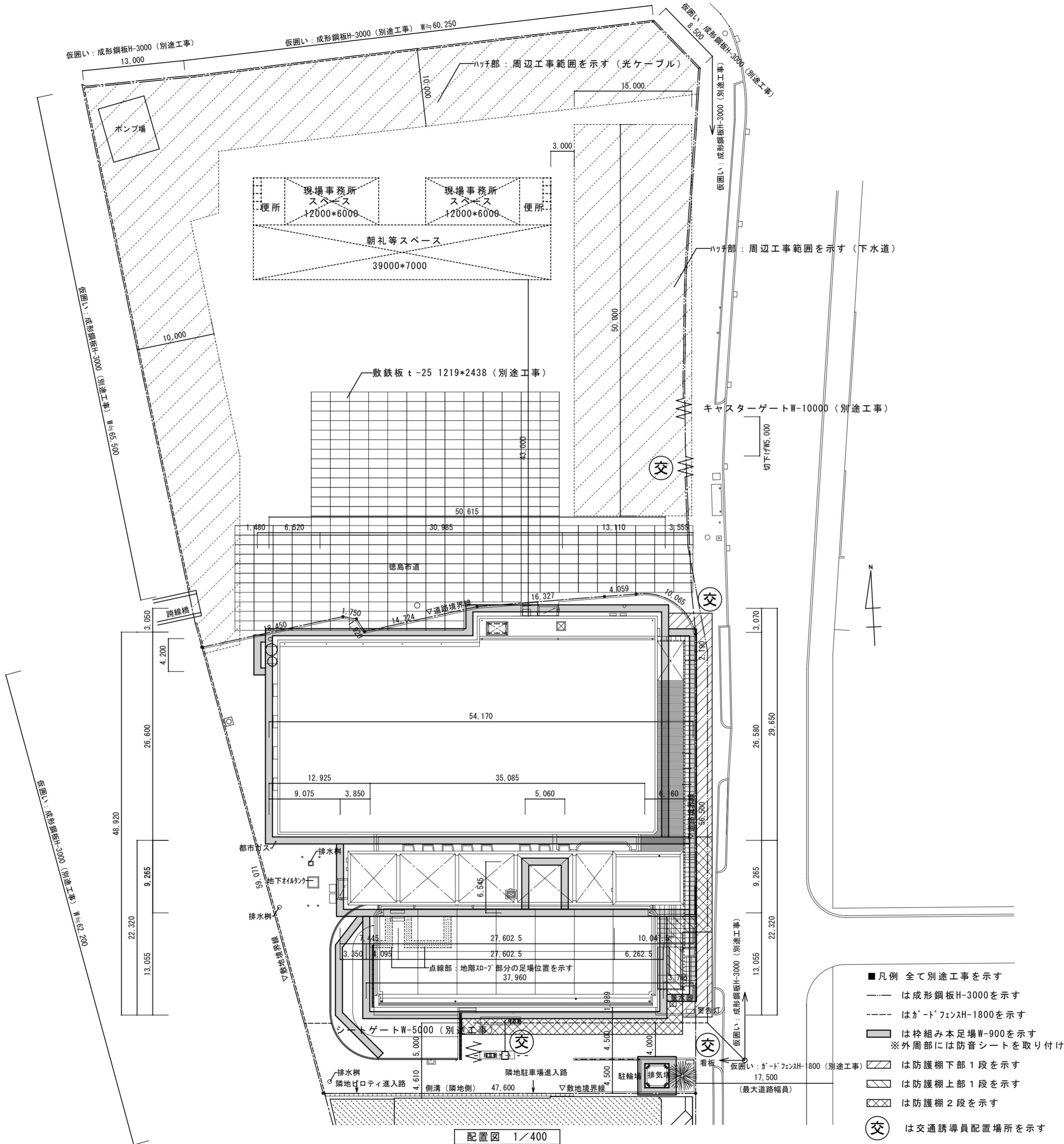
番号	底辺	高さ	倍面積	面積
1	60.952	17.856	1,088.359	544.180
2	60.952	1.737	105.874	52.937
3	60.764	1.156	70.243	35.122
4	65.211	12.754	831.701	415.851
5	72.972	13.519	986.508	493.254
6	75.302	3.270	246.238	123.119
7	75.302	9.154	689.315	344.658
8	—	—	—	11.273
9	74.365	36.969	2,749.200	1,374.600
合計				3,394.994
敷地面積				3,394.99 m ²

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)	●図面番号 B-005	有限会社 佐藤建築企画設計
	●図面名 丈量図、附近見取図	●縮尺 1/200	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号



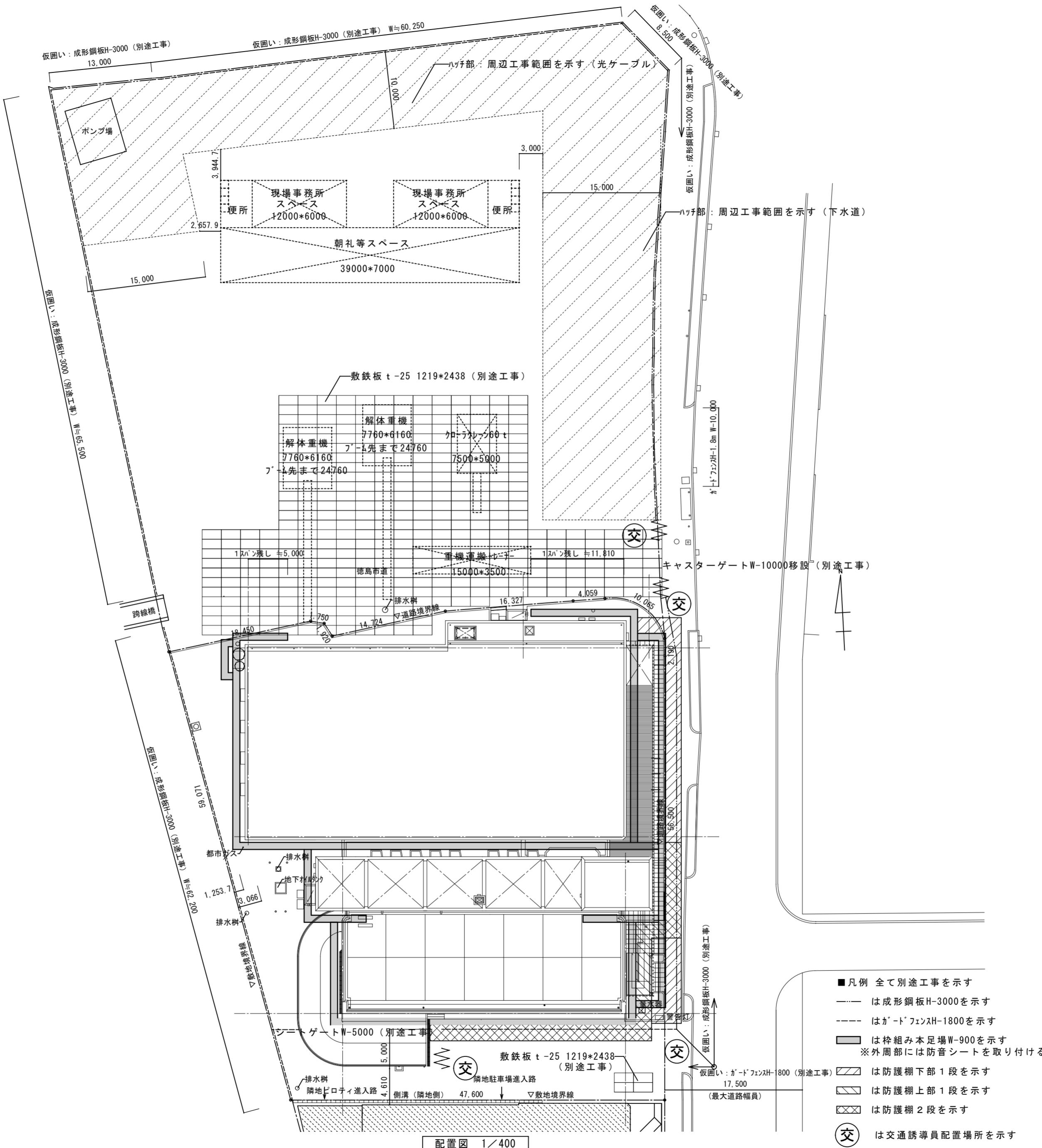
●工事名 徳島県土整備部営繕課	R3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)	●図面番号 B-006	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名 配置図	●縮尺 1/200	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号	

外壁塗材撤去時仮設計画図



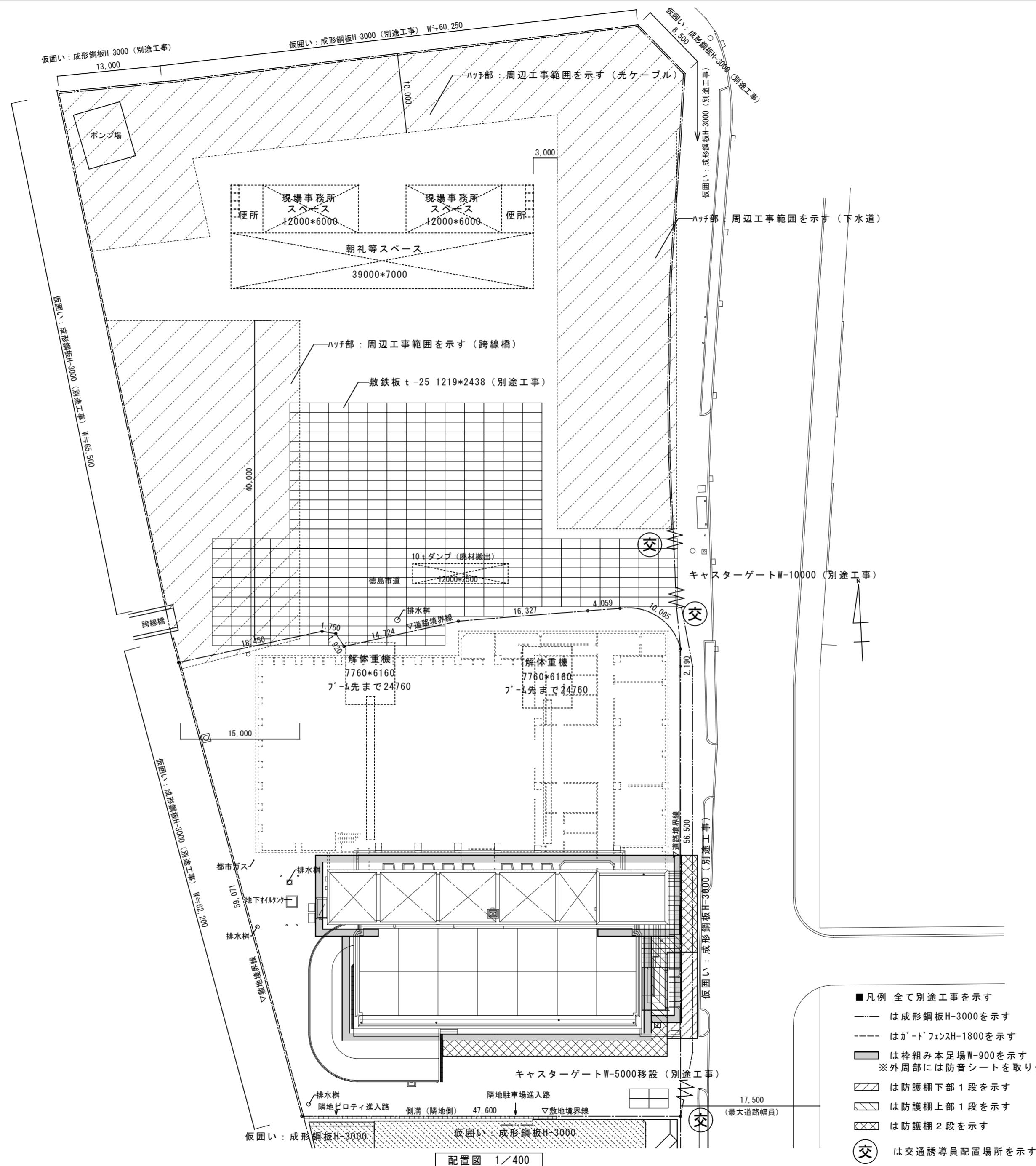
徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R 3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事 (2)	●図面番号	有限会社 佐藤建築企画設計
	●図面名	外壁塗材撤去時仮設計図	B-007	徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
	●縮尺	管理建築士 板東 耕	1/400	1級建築士登録 333704号

北棟解体時仮設計画図



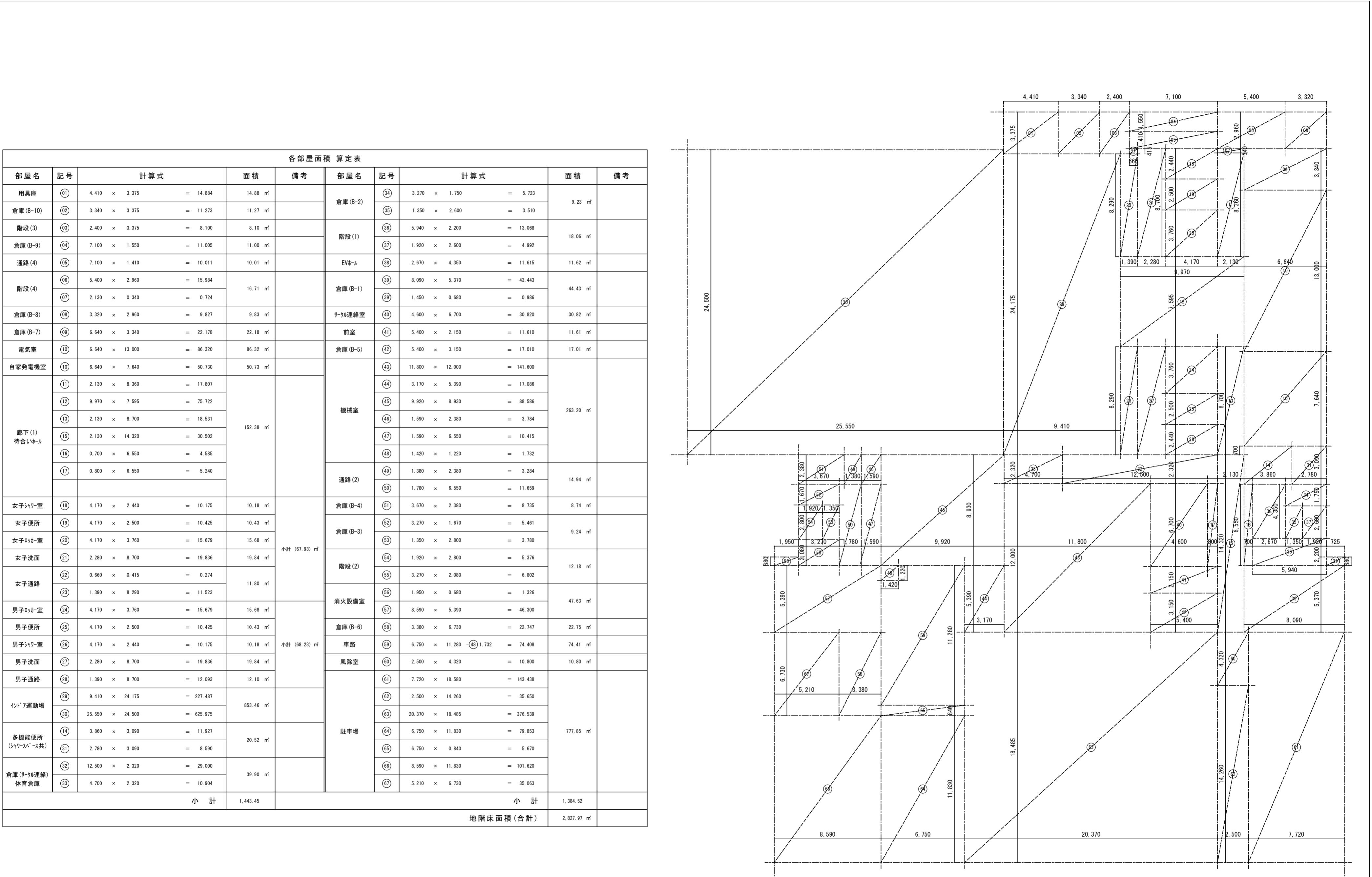
●工事名 徳島県県土整備部営繕課	R3営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事(2)	●図面番号 B-008	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名 北棟解体時仮設計画図	●縮尺 1/400	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号	

南棟PH解体時仮設計画図



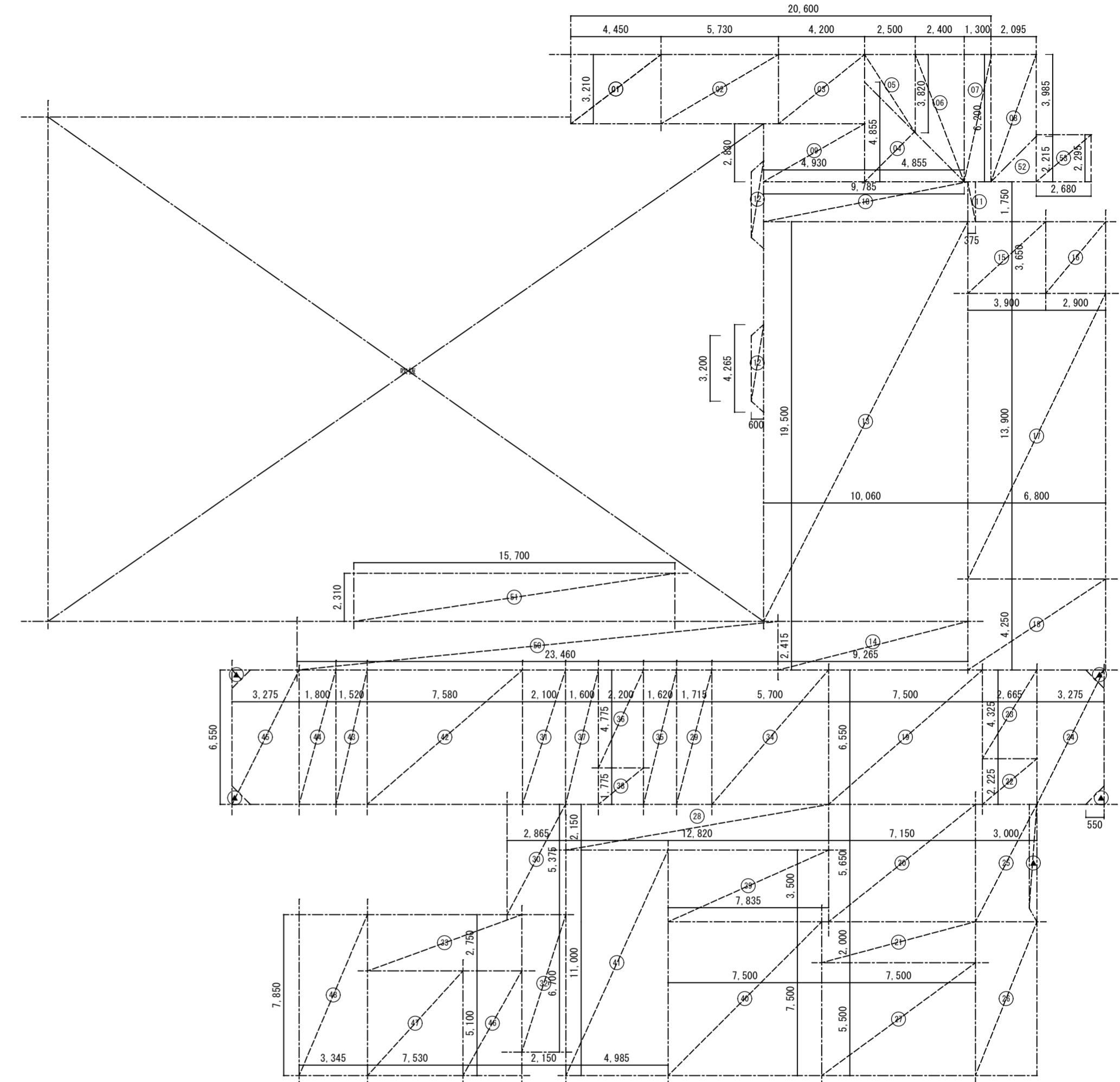
- 凡例 全て別途工事を示す
- は成形鋼板H-3000を示す
- - - はガードフェンスH-1800を示す
- は枠組み本足場W-900を示す
※外周部には防音シートを取り付けること
- は防護柵下部1段を示す
- は防護柵上部1段を示す
- は防護柵2段を示す
- は交通誘導員配置場所を示す

●工事名 徳島県県土整備部営繕課	R3営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事(2)	●図面番号 B-009	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名	南棟PH解体時仮設計画図	●縮尺 1/400	管理建築士 板東 毅 1級建築士登録 333704号

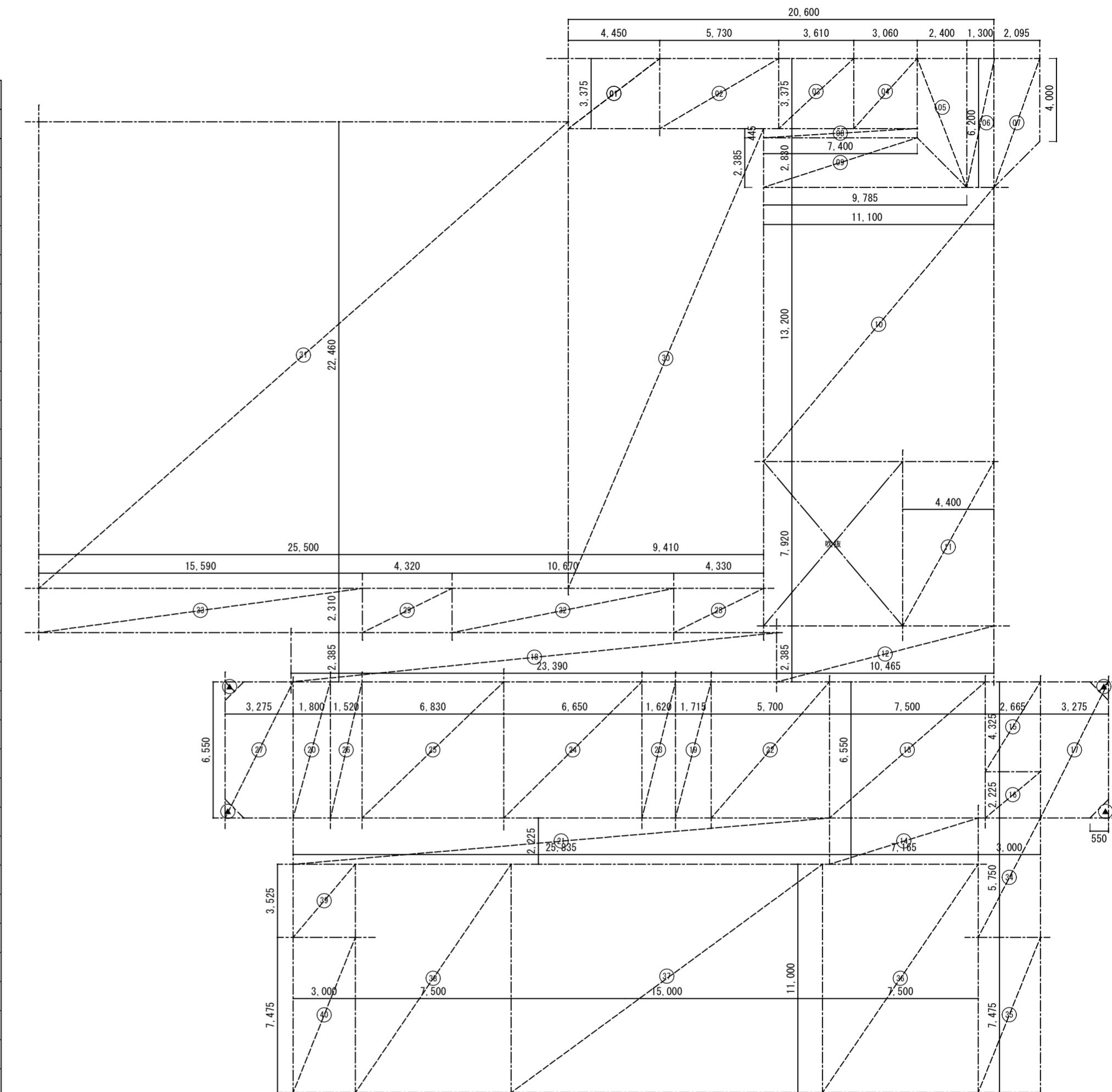


●工事名 徳島県県土整備部営繕課	R3 営繕 青少年センター 德・徳島 解体工事(2)	●図面番号 B-010	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759
●図面名 地階面積表		●縮尺 1/200	管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号

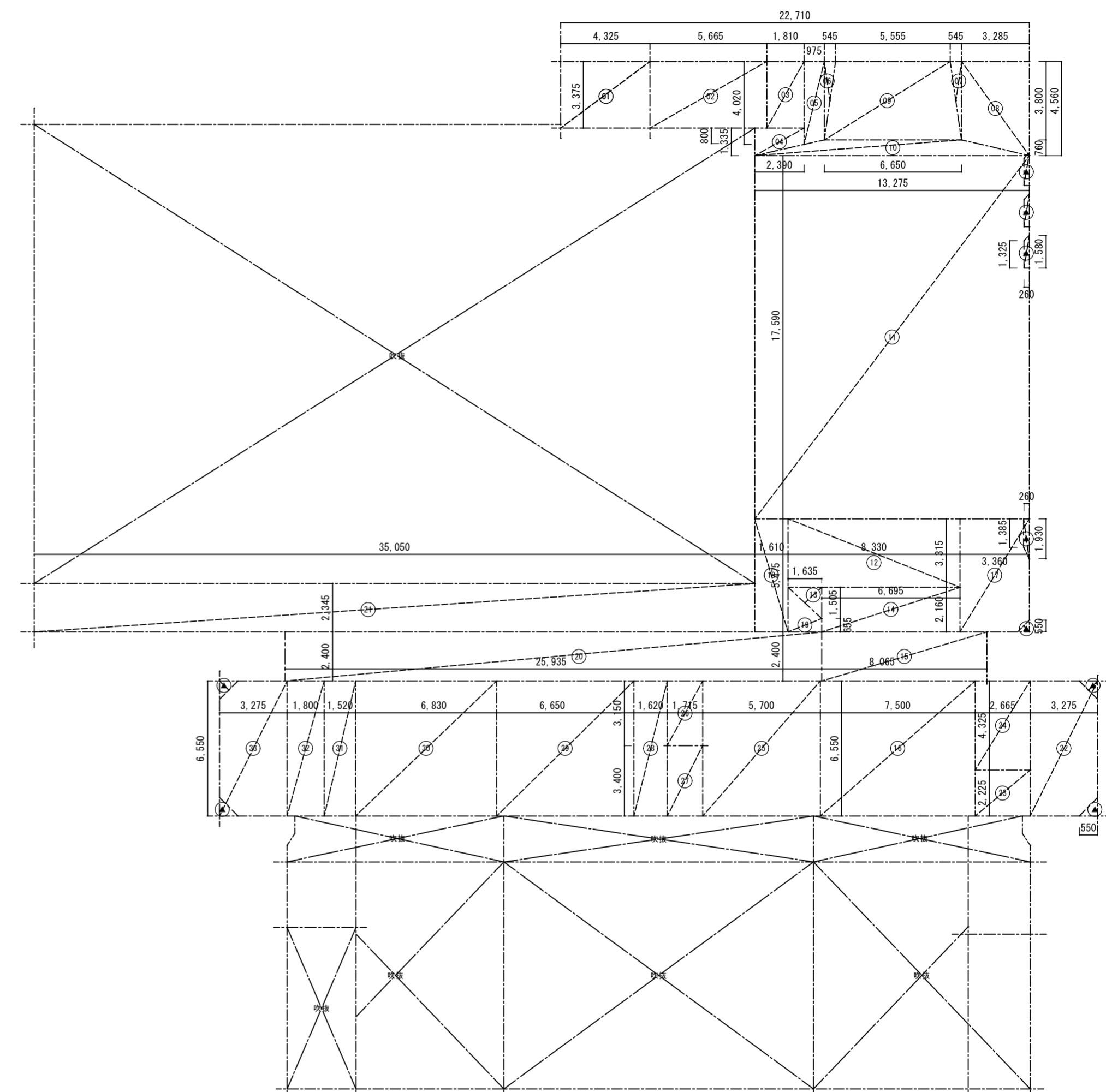
各部屋面積 算定表																
部屋名	記号	計算式			面積	備考	部屋名	記号	計算式		面積	備考				
倉庫(1-2)	(01)	4.450 × 3.210 = 14.285			14.29 m ²		便所	(34)	5.700 × 6.550 = 37.335		37.34 m ²					
階段(3)	(02)	5.730 × 3.210 = 18.393			18.39 m ²		DS	(35)	1.620 × 6.550 = 10.611		10.61 m ²					
自販機コーナー	(03)	4.200 × 3.210 = 13.482			13.48 m ²		倉庫(県・SPC)	(36)	2.200 × 4.775 = 10.505		20.99 m ²					
食品倉庫	(04)	4.855 × 4.855 × 1/2 = 11.785			11.79 m ²			(37)	1.600 × 6.550 = 10.480							
倉庫(1-1)	(05)	(1.345 + 3.820) × 2.500 × 1/2 = 6.456			6.46 m ²		湯沸室	(38)	2.200 × 1.775 = 3.905		3.91 m ²					
階段(4)	(06)	(3.820 + 6.200) × 2.400 × 1/2 = 12.024			30.75 m ²	SPC用事務入へース (応接室共)	(39)	7.835 × 3.500 = 27.423		83.67 m ²						
	(07)	1.300 × 6.200 = 8.060					(40)	7.500 × 7.500 = 56.250								
	(08)	(3.985 + 6.200) × 2.095 × 1/2 = 10.668					キッズコーナー	(41)	4.985 × 11.000 = 54.835		54.84 m ²					
サボーターカラーブ インドア運動場 観覧入へース 情報発信基地、 県民ギャラリー 県民ギャラリー 食育ギャラリー ヒューム	(09)	4.930 × 2.830 = 13.952			255.53 m ²	※うち増築分面積 0.656 m ²	青団連室	(42)	7.580 × 6.550 = 49.649		49.65 m ²	≈40m ² 程度				
	(10)	10.600 × 1.750 = 18.550					DS	(43)	1.520 × 6.550 = 9.956		9.96 m ²					
	(11)	0.375 × 1.750 = (0.656)					通路(2)	(44)	1.800 × 6.550 = 11.790		11.79 m ²					
	(12)	(3.200 + 4.265) × 0.600 × 1/2 × 2 = 4.479					階段(2)	(45)	▲ 3.275 × 6.550 = 21.451 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2 = ▲ 0.302		21.15 m ²					
	(13)	10.06 × 19.500 = 196.170					警備室	(46)	2.865 × 5.100 = 14.612		14.61 m ²					
	(14)	9.265 × 2.415 = 22.375					休養室	(47)	4.665 × 5.100 = 23.792		23.792 m ²					
							保健室	(48)	3.345 × 7.850 = 26.258		26.26 m ²					
食育ギャラリー キッチンスタジオ 更衣・休憩室 ホール	(15)	3.650 × 3.900 = (14.239)			119.34 m ²	※うち増築分面積 103.545 m ²	壁厚分	(49)	33.000 × 0.075 = 2.480		2.48 m ²					
	(16)	3.650 × 2.900 = (10.589)					廊下(1)	(50)	23.460 × 2.415 = 56.655		56.66 m ²					
	(17)	6.800 × 13.900 = (94.520)					観覧席	(51)	15.700 × 2.310 = 36.267		36.27 m ²					
厨房	(18)	6.800 × 4.250 = (28.900)			28.90 m ²	※うち増築分面積 25.075 m ²	徳島銀行 ATM	(52)	2.095 × 2.215 × 1/2 = 2.320		2.32 m ²					
ホール エントランスホール 受付 階段ホール	(19)	7.500 × 6.550 = 49.125			110.45 m ²			(53)	2.680 × 2.295 = 6.151		6.15 m ²					
	(20)	7.150 × 5.650 = 40.398														
	(21)	7.500 × 2.000 = 15.000														
	(22)	2.665 × 2.225 = 5.929														
EVシャット	(23)	2.665 × 4.325 = 11.526			11.53 m ²											
階段(1)	(24)	▲ 3.275 × 6.550 = 21.451 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2 = ▲ 0.302			21.15 m ²											
風除室	(25)	3.000 × 5.725 = 17.175 ▲ (5.067 + 5.725) × 0.380 × 1/2 = ▲ 2.050			15.13 m ²											
図書コーナー	(26)	3.000 × 7.500 = 22.500			22.50 m ²											
事務室(県直営)	(27)	7.500 × 5.500 = 41.250			41.25 m ²											
廊下(2)	(28)	12.820 × 2.150 = 28.525			83.34 m ²											
	(29)	1.715 × 6.550 = 11.233														
	(30)	2.865 × 5.375 = 15.399														
	(31)	2.100 × 6.550 = 13.755														
	(32)	2.150 × 6.700 = 14.427														
前室	(33)	7.530 × 2.750 = 20.708			20.708 m ²											
小計				824.99	※うち増築分面積 129.28		小計		472.45							
1階床面積(合計)									1,297.44 m ²							

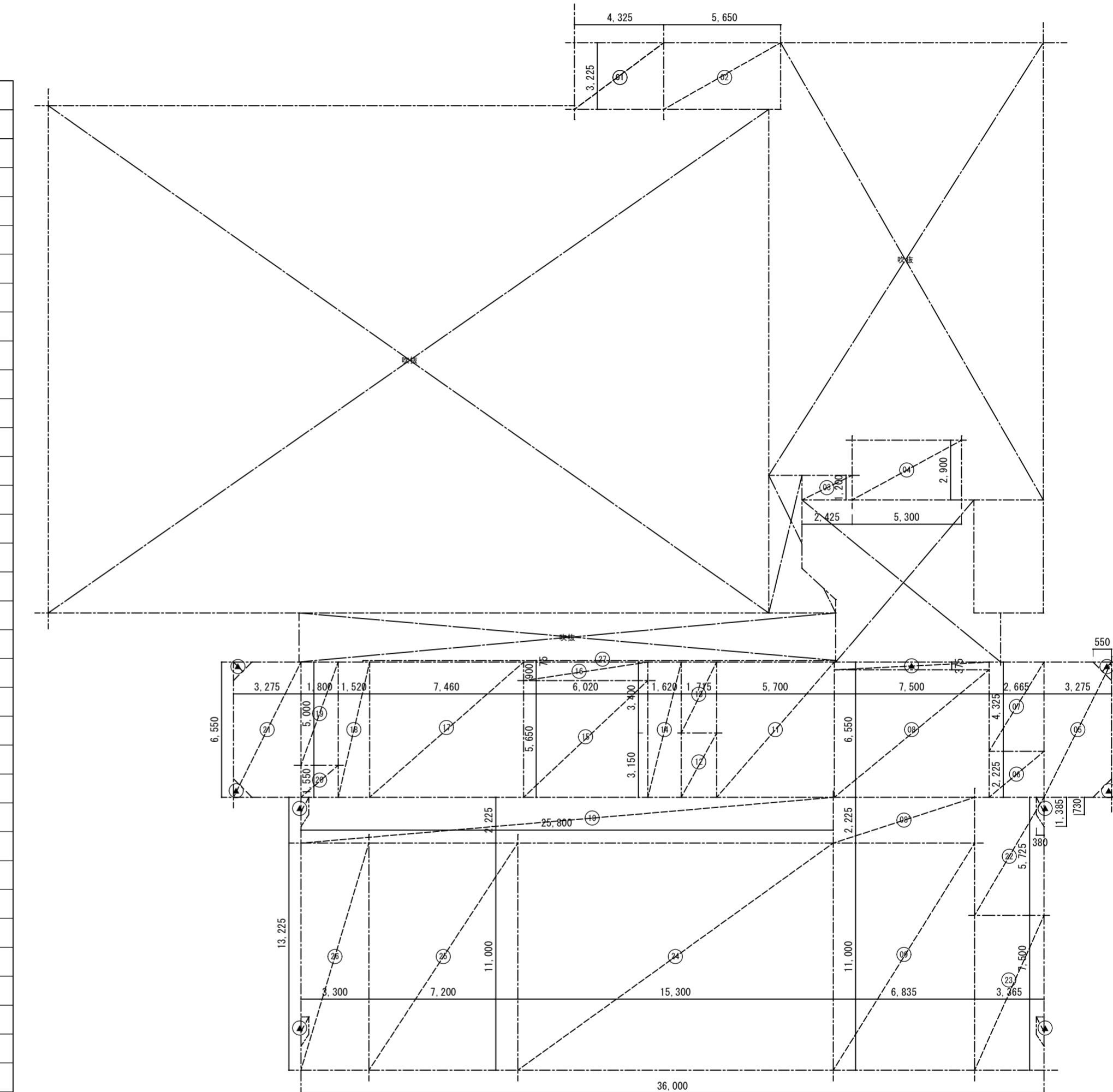


各部屋面積 算定表													
部屋名	記号	計算式			面積	備考	部屋名	記号	計算式			面積	備考
倉庫(2-3)	(01)	4.450 × 3.375	=	15.019	15.02 m ²		倉庫(2-1)	(34)	3.000 × 5.750	=	17.250	17.25 m ²	
階段(3)	(02)	5.730 × 3.375	=	19.339	19.34 m ²		倉庫(2-2)	(35)	3.000 × 7.475	=	22.425	22.43 m ²	
通路・便所・倉庫	(03)	3.610 × 3.375	=	12.184	12.18 m ²		卓球場(1)	(36)	7.500 × 11.000	=	82.500	82.50 m ²	
空調機械室	(04)	3.060 × 3.375	=	10.328	10.33 m ²		卓球場(2)	(37)	15.000 × 11.000	=	165.000	165.00 m ²	
階段(4)	(05)	(3.375 + 6.200) × 2.400 × 1/2	=	11.490	30.23 m ²		小体育室	(38)	7.500 × 11.000	=	82.500	82.50 m ²	
	(06)	6.200 × 1.300	=	8.060			前室	(39)	3.000 × 3.525	=	10.575	10.58 m ²	
	(07)	(4.000 + 6.200) × 2.095 × 1/2	=	10.680			機械室	(40)	3.000 × 7.475	=	22.425	22.43 m ²	
	(08)	7.400 × 0.445	=	3.293									
健康トレーニング室	(09)	(7.400 + 9.785) × 2.385 × 1/2	=	20.493	230.11 m ²								
	(10)	11.100 × 13.200	=	146.520									
	(11)	4.400 × 7.920	=	34.848									
	(12)	10.465 × 2.385	=	24.959									
	(13)	7.500 × 6.550	=	49.125									
ホール	(14)	7.165 × 2.225	=	15.942	65.07 m ²								
	(15)	2.665 × 4.325	=	11.526									
階段(1)	(16)	2.665 × 2.225	=	5.930	27.08 m ²								
	(17)	▲ 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2	=	21.451 ▲ 0.302									
	(18)	23.390 × 2.385	=	55.785									
廊下通路(2)	(19)	1.715 × 6.550	=	11.233	136.29 m ²								
	(20)	1.800 × 6.550	=	11.790									
	(21)	25.835 × 2.225	=	57.483									
便所(男・女・多)	(22)	5.700 × 6.550	=	37.335	37.34 m ²								
DS	(23)	1.620 × 6.550	=	10.611	10.61 m ²								
女シャワー、ロッカー、WC	(24)	6.650 × 6.650	=	44.223	44.22 m ²								
男シャワー、ロッカー、WC	(25)	6.830 × 6.650	=	45.420	45.42 m ²								
DS	(26)	1.520 × 6.550	=	9.956	9.96 m ²								
階段(2)	(27)	▲ 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2	=	21.451 ▲ 0.302	21.15 m ²								
体育室	(28)	4.330 × 2.310	=	10.002	801.00 m ²								
	(29)	4.320 × 2.310	=	9.979									
	(30)	9.410 × 22.135	=	208.290									
	(31)	25.500 × 22.460	=	572.730									
用具庫(1)	(32)	10.670 × 2.310	=	24.648	24.65 m ²								
用具庫(2)	(33)	15.590 × 2.310	=	36.013	36.01 m ²								
小計				1,587.54			小計				402.69		
2階床面積(合計)											1,990.23 m ²		

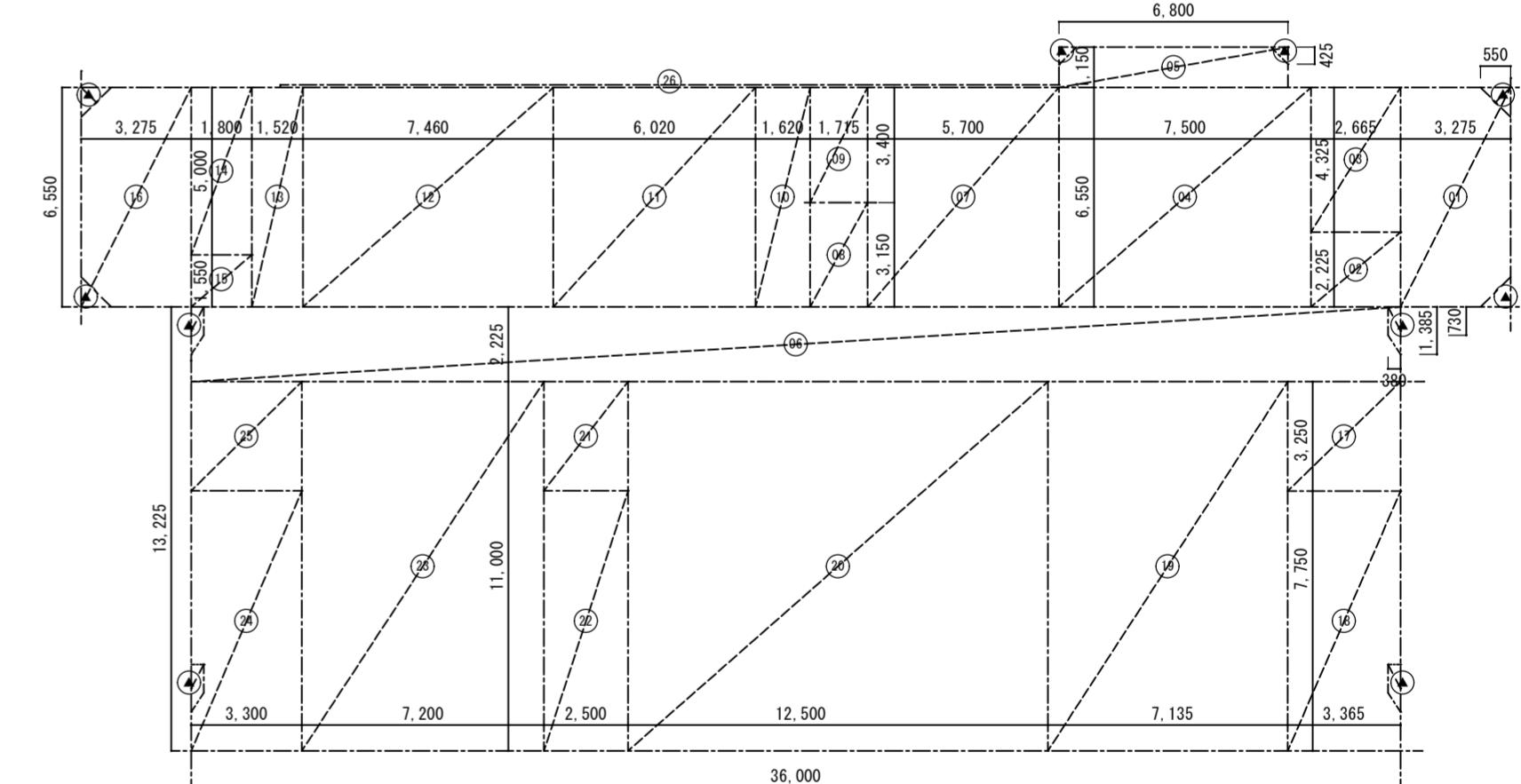


各部屋面積 算定表									
部屋名	記号	計算式	面積	備考	部屋名	記号	計算式	面積	備考
倉庫(3-3)	(01)	$4.325 \times 3.375 = 14.597$	14.60 m ²						
階段(3)	(02)	$5.665 \times 3.375 = 19.119$	19.12 m ²						
通路(1)	(03)	$1.810 \times 3.375 = 6.109$	8.66 m ²			(04)	$(0.800 + 1.335) \times 2.390 \times 1/2 = 2.551$		
	(04)								
DS	(05)	$(3.800 + 4.020) \times 0.975 \times 1/2 = 3.812$	4.85 m ²			(06)	$0.545 \times 3.800 \times 1/2 = 1.036$		
	(06)								
控室(2)	(07)	$0.545 \times 3.800 \times 1/2 = 1.036$	14.77 m ²			(08)	$(3.800 + 4.560) \times 3.285 \times 1/2 = 13.731$		
	(08)								
大会議室	(09)	$(5.555 + 6.650) \times 3.800 \times 1/2 = 23.189$	263.14 m ²			(10)	$(6.650 + 13.275) \times 0.760 \times 1/2 = 7.571$		
	(10)								
	(11)	$13.275 \times 17.590 \times 0.260 \times 1/2 \times 3 = 233.507$							
ホール	(12)	$8.330 \times 3.315 = 27.614$	111.79 m ²			(13)	$1.635 \times 1.505 \times 1/2 = 1.230$		
	(13)								
	(14)	$6.695 \times 2.160 = 14.461$				(15)	$8.065 \times 2.400 = 19.356$		
	(15)								
	(16)	$7.500 \times 6.550 = 49.125$							
	(17)	$3.360 \times 5.475 = 18.396$ $\Delta 1.385 \times 1.930 \times 0.260 \times 1/2 = 0.430$ $\Delta 0.550 \times 0.550 \times 1/2 = 0.151$							
階段(6)	(18)	$1.610 \times 5.475 = 8.815$	11.12 m ²			(19)	$(0.655 + 2.160) \times 1.635 \times 1/2 = 2.301$		
	(19)								
廊下	(20)	$25.935 \times 2.400 = 62.244$	62.24 m ²						
観覧席	(21)	$35.050 \times 2.325 = 81.491$	81.49 m ²						
階段(1)	(22)	$3.275 \times 6.550 = 21.451$ $\Delta 0.550 \times 0.550 \times 1/2 \times 2 = 0.302$	27.08 m ²			(23)	$2.665 \times 2.225 = 5.930$		
	(23)								
EVシャット	(24)	$2.665 \times 4.325 = 11.526$	11.53 m ²						
便所	(25)	$5.700 \times 6.550 = 37.335$	37.34 m ²						
湯沸	(26)	$1.715 \times 3.150 = 5.402$	5.40 m ²						
倉庫(3-1)	(27)	$1.715 \times 3.400 = 5.831$	5.83 m ²						
DS	(28)	$1.620 \times 6.550 = 10.611$	10.61 m ²						
機械室	(29)	$6.650 \times 6.550 = 43.558$	43.56 m ²						
倉庫(3-2)	(30)	$6.830 \times 6.550 = 44.737$	44.74 m ²						
DS	(31)	$1.520 \times 6.550 = 9.956$	9.96 m ²						
通路(2)	(32)	$1.800 \times 6.550 = 11.790$	11.79 m ²						
階段(2)	(33)	$3.275 \times 6.550 = 21.451$ $\Delta 0.550 \times 0.550 \times 1/2 \times 2 = 0.302$	21.15 m ²						
3階床面積(合計)			838.59 m ²						

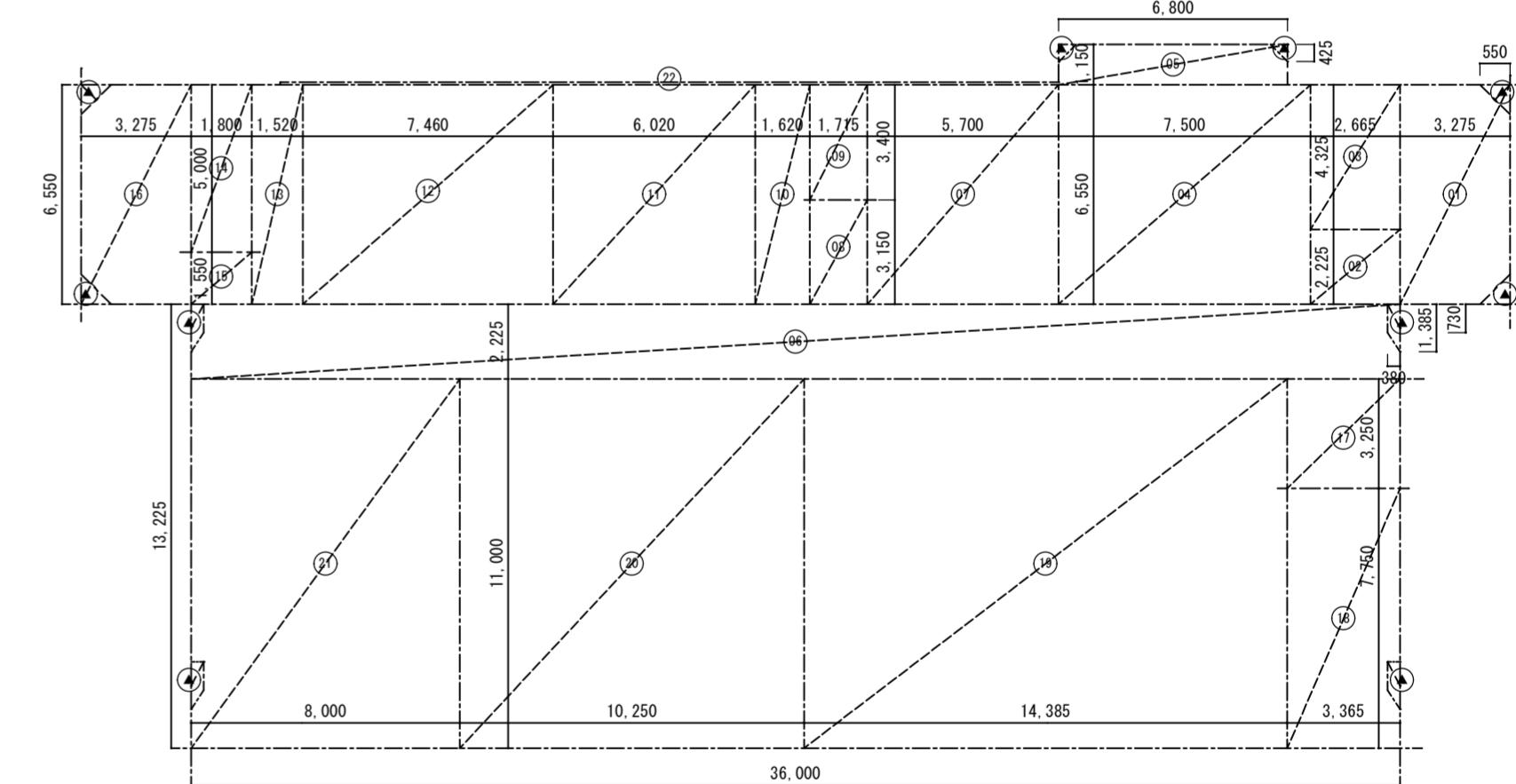




各部屋面積 算定表									
部屋名	記号	計算式	面積	備考	部屋名	記号	計算式	面積	備考
階段(1)	(01)	$3.275 \times 6.550 = 21.451$ ▲ 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2 = ▲ 0.302	27.08 m ²						
	(02)	$2.665 \times 2.225 = 5.930$							
EVシャット	(03)	$2.665 \times 4.325 = 11.526$	11.53 m ²						
ホール	(04)	$7.500 \times 6.550 = 49.125$	56.78 m ²	≈30m ² 程度 (オーバンスペース)					
	(05)	$6.800 \times 1.150 = 7.820$ ▲ 0.425 × 0.425 × 1/2 × 2 = ▲ 0.180							
廊下	(06)	$36.000 \times 2.225 = 80.100$ ▲ (0.730 + 1.385) × 0.380 × 1/2 × 2 = ▲ 0.803	79.30 m ²						
便所	(07)	$5.700 \times 6.550 = 37.335$	37.34 m ²						
湯沸	(08)	$1.715 \times 3.150 = 5.402$	5.40 m ²						
倉庫(5-3)	(09)	$1.715 \times 3.400 = 5.831$	5.83 m ²						
DS	(10)	$1.620 \times 6.550 = 10.611$	10.61 m ²						
倉庫(消センター用)	(11)	$6.020 \times 6.550 = 39.431$	39.43 m ²	≈30m ² 程度(倉庫) ≈8m ² 程度(ロッカー)					
多目的ルーム	(12)	$7.460 \times 6.550 = 48.863$	48.86 m ²						
DS	(13)	$1.520 \times 6.550 = 9.956$	9.96 m ²						
倉庫(5-2)	(14)	$1.800 \times 5.000 = 9.000$	9.00 m ²						
階段(2)	(15)	$1.800 \times 1.550 = 2.790$	23.94 m ²						
	(16)	$3.275 \times 6.550 = 21.451$ ▲ 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2 = ▲ 0.302							
ロッカ室	(17)	$3.365 \times 3.250 = 10.936$	10.94 m ²	≈10m ² 程度					
倉庫(5-1)	(18)	$3.365 \times 7.750 = 26.078$ ▲ (0.820 + 1.200) × 0.380 × 1/2 = ▲ 0.384	25.69 m ²						
消費者協会 自立学習・消費者活動	(19)	$7.135 \times 11.000 = 78.485$	78.49 m ²						
相談員△×一人 県職員△×一人	(20)	$12.500 \times 11.000 = 137.500$	137.50 m ²						
面接・指導室	(21)	$2.500 \times 3.250 = 8.125$	8.13 m ²						
会議室	(22)	$2.500 \times 7.750 = 19.375$	19.38 m ²	≈20m ² 程度					
音楽室	(23)	$7.200 \times 11.000 = 79.200$	79.20 m ²	≈110m ² 程度 (TOTALで115.51)					
音楽用具室	(24)	$3.300 \times 7.750 = 25.575$	25.58 m ²						
前室	(25)	$3.300 \times 3.250 = 10.725$	10.73 m ²						
壁厚分	(26)	$30.000 \times 0.075 = 2.250$	2.25 m ²						
5階床面積(合計)		762.95 m ²							



徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R3 営繕 青少年センター 徳・徳島 解体工事(2)	●図面番号	B-015	有限会社 佐藤建築企画設計 徳島市幸町1丁目43番地 TEL (088) 625-1759 管理建築士 板東毅 1級建築士登録 333704号
	●図面名	5階面積表	●縮尺	1/200	



各部屋面積 算定表									
部屋名	記号	計算式	面積	備考	部屋名	記号	計算式	面積	備考
階段室(1)	(01)	$3.275 \times 6.550 \times 0.550 \times 1/2 \times 2 = 21.451$ ▲ 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2 = ▲ 0.302	27.08 m ²		階段室(1)	(01)	$3.275 \times 6.670 \times 0.550 \times 1/2 \times 2 = 21.844$ ▲ 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2 = ▲ 0.302	21.54 m ²	
	(02)	$2.665 \times 2.225 = 5.930$				(02)	$5.560 \times 6.670 = 37.085$		
EVシャフト	(03)	$2.665 \times 4.325 = 11.526$	11.53 m ²						
ホール	(04)	$4.700 \times 1.150 \times 0.425 \times 1/2 = 5.405$ ▲ 0.425 × 0.425 × 1/2 = ▲ 0.090	38.07 m ²						
	(05)	$5.000 \times 6.550 = 32.750$							
701会議室	(06)	$2.100 \times 1.150 \times 0.425 \times 1/2 = 2.415$ ▲ 0.425 × 0.425 × 1/2 = ▲ 0.090	18.70 m ²						
	(07)	$2.500 \times 6.550 = 16.375$							
壁厚分	(08)	$7.725 \times 0.075 = 0.579$	0.58 m ²						
"	(09)	$7.725 \times 0.075 = 0.579$	0.58 m ²						
機械室	(10)	$16.375 \times 6.550 = 107.256$	116.35 m ²						
	(11)	$1.800 \times 5.050 = 9.090$							
壁厚分	(12)	$15.175 \times 0.075 = 1.138$	1.14 m ²						
"	(13)	$15.175 \times 0.075 = 1.138$	1.14 m ²						
階段室(2)	(14)	$1.800 \times 1.500 = 2.700$	23.85 m ²						
	(15)	$3.275 \times 6.550 \times 1/2 \times 2 = 21.451$ ▲ 0.550 × 0.550 × 1/2 × 2 = ▲ 0.302							
PH1階床面積(合計)		239.02 m ²			PH2階床面積(合計)		58.63 m ²		

階数	床面積
P H 2	58.63 m ²
P H 1	239.02 m ²
6	765.56 m ²
5	762.95 m ²
4	801.96 m ²
3	838.59 m ²
2	1990.23 m ²
1	1297.44 m ²
B F	2827.97 m ²
延床面積	
	9582.35 m ²

